

有料で剪定枝を戸別に回収いたします。

何回でも  
利用可能！

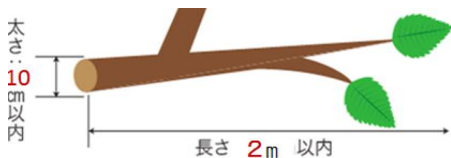


# 剪定枝戸別回収

## 回収できるもの

次の要件を全て満たすもの

- ・自分（家族）で剪定した枝  
※竹、ウルシ、ユズ等は除く
- ・長さ2m以内かつ太さ10cm以内
- ・1回につき軽四トラック1台分  
を超えない量（右下写真参照）



## 回収場所

- ・宅地内に1か所にまとめておく
- ・軽四トラックを横付けできる場所
- ・回収作業員が認識しやすい場所

## 回収月

令和5年4～7月、10～11月、  
令和6年3月（火～金曜に限る）

## 受付期間

令和5年3月1日  
～令和6年3月22日

利用したい日の1週間前までに申し込んでください。ただし、申込人数が上限に達した場合は、利用を制限することがあります。

## 利用料金

- ・世帯員全員が65歳以上の世帯  
3,000円／回
- ・上記以外の世帯 6,000円／回



【申込み先】

砺波市シルバー人材センター TEL 33-4341

【問合せ先】

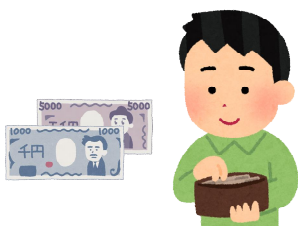
砺波市農地林務課 TEL 33-1431



※裏面もあります

## 申込みから回収までの流れ

### ①申込み・利用料金のお支払い …砺波市シルバー人材センター



- ・「軽四トラックによる剪定枝戸別回収申込書」をご提出ください。
- ・回収日を相談の上決定してください。
- ・利用料金をお支払いください。（前払い）

### ②回収



砺波市シルバー人材センターが、ご自宅まで剪定枝を回収に伺います。

## 利用者の声

最後の一枚まで  
スッキリ運んでくださり、  
枝の始末の負担が  
軽減されました。

軽四トラックを  
持たないので  
助かりました。



剪定枝戸別回収

検索

詳細はWEBをチェック！